

総行行第 125 号
 総行市第 45 号
 総行経第 41 号
 総財公第 81 号
 平成 29 年 6 月 9 日

各都道府県知事
 各都道府県議会議長
 各指定都市市長
 各指定都市議会議長

} 殿

総務大臣
 (公印省略)

地方自治法等の一部を改正する法律の公布及び施行について（通知）

地方自治法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 54 号。以下「改正法」という。）は、平成 29 年 6 月 9 日に公布され、下記第五に掲げる日から施行することとされました。

貴職におかれては、下記事項にご留意の上、その円滑な施行に向け、格別の配慮をされるとともに、各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村長及び市町村議会議長に対してもこの旨周知願います。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市町村に対して、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

また、改正法の施行に伴い、今後、必要な政省令の改正等を行うこととしており、これに係る留意事項については、別途通知する予定です。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第一 地方自治法の一部改正に関する事項

一 地方公共団体の財務に関する事務等の適正な管理及び執行を確保するための方針の策定等

1 都道府県知事及び指定都市の市長は、その担任する事務のうち次に掲げるも

のの管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保するための方針を定め、及びこれに基づき必要な体制を整備しなければならないものとされたこと。（第150条第1項関係）

ア 財務に関する事務その他総務省令で定める事務

イ アに掲げるもののほか、その管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを特に確保する必要がある事務として当該都道府県知事又は指定都市の市長が認めるもの

なお、「財務に関する事務」とは、第199条第1項の「財務に関する事務」と同義であり、第2編第9章（「財務」）の予算の執行、収入、支出、契約、現金及び有価証券の出納保管、財産管理等の事務の全てを包含するものであること。

2 市町村長（指定都市の市長を除く。イ及び4において同じ。）は、その担任する事務のうち次に掲げるものの管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保するための方針を定め、及びこれに基づき必要な体制を整備するよう努めなければならないものとされたこと。（第150条第2項関係）

ア 1のアに掲げる事務

イ アに掲げるもののほか、その管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを特に確保する必要がある事務として当該市町村長が認めるもの

3 都道府県知事又は市町村長は、1若しくは2の方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないものとされたこと。（第150条第3項関係）

4 都道府県知事、指定都市の市長及び2の方針を定めた市町村長（5において「都道府県知事等」という。）は、毎会計年度少なくとも1回以上、1又は2の方針及びこれに基づき整備した体制について評価した報告書を作成しなければならないものとされたこと。（第150条第4項関係）

5 都道府県知事等は、4の報告書を監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に提出し、かつ、公表しなければならないものとされたこと。（第150条第5項、第6項及び第8項関係）

6 一部事務組合の管理者又は広域連合の長については、これらの者を2の市町村長とみなして、2の方針を定め、及びこれに基づき必要な体制を整備するよう努めなければならないものとされたこと。（第160条関係）

7 本改正は、地方公共団体の長以外の執行機関や地方公営企業の管理者に係る1又は2の方針及びこれに基づき整備する体制に関し規定するものではないが、地方公共団体の長は、これらの機関に対し、予算の執行に関する調査権（第221条）等の一定の権限を有しており、これらを適切に行使することも含めて、1又は2の方針を定め、及びこれに基づき必要な体制を整備することが求められるものであること。